

一般会計予算決算常任委員会
民生福祉分科会記録

令和6年5月17日

【開催日】 令和6年5月17日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時18分～午前10時48分

【出席委員】

委員長	奥 良 秀	副委員長	吉 永 美 子
委員	中 岡 英 二	委員	古 豊 和 恵
委員	前 田 浩 司	委員	山 田 伸 幸

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副 議 長	中 村 博 行		
-------	---------	--	--

【執行部出席者】

副 市 長	古 川 博 三	福 祉 部 長	吉 岡 忠 司
福 祉 部 次 長	尾 山 貴 子	福 祉 部 次 長	石 田 恵 子
社 会 福 祉 課 長	和 田 英 樹	社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い	道 元 健 太 郎
社会福祉課参事	岩 佐 清 彦	社会福祉課課長補佐	三 好 正 幸

【事務局出席者】

事 務 局 長	石 田 隆	庶 務 調 査 係 長	山 田 寿 実 子
---------	-------	-------------	-----------

【審査内容】

- 承認第2号 令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第1回）に関する専決処分

午前10時18分 開会

奥良秀分科会長 皆さんおはようございます。ただいまより一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会いたします。本日の審査内容につきましてはお手元にお配りしている内容のとおり進めさせていただきます。審査番号1、承認第2号、令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第

1 回) に関する専決処分につきまして、執行部より説明を求めたいと思います。

和田社会福祉課長 それでは、承認第 2 号、令和 6 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 1 回）に関する専決処分について説明いたします。資料に沿って説明させていただきます。資料 1 ページ、国の動向を御覧ください。物価高騰対策低所得者支援・定額減税補足給付金給付事業は、国において、政府与党政策懇談会における総理指示及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、物価高に最も切実に苦しんでおられる低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて①から④の給付を「物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金」を活用し実施するもので、本市においてもこれを実施するものです。予算措置につきましては、本来であれば議会での御審議をいただくところではございますが、本事業は物価高騰の影響を受けた生活者等に支援の効果が直接的に及ぶ事業のため、国において早期給付を求められております。新たに住民税非課税等となる世帯への給付や、定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付は、令和 6 年住民税情報や入手可能な課税情報を基に、できる限り早期に給付を開始することを目指し、迅速な支給を開始するように求められているところでございます。そのためには、給付システムの開発、支給対象者の抽出、対象者へ発送する文書の印刷及び封入、封緘作業に係る作業期間等を踏まえ、可及的速やかに予算措置を行うため地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 5 月 1 日付で専決処分をさせていただいたところでございます。つきましては、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。今後のスケジュールでございますが、現在、システム開発や封入封緘など各契約の準備等を行っております。その後、6 月 3 日の事務処理基準日以降にデータの抽出作業を行い、支給対象者を決定し調整給付以外の給付金につきましては、6 月下旬に確認書の発送、申請受付を行い、7 月中旬から下旬にかけて支給開始を行いたいと考えております。また、調整給付金につきましては、件数が多いため、封入封緘作業の業者委託を予定してい

ることもあり、調整給付金以外の事業より少し遅くなりますが、7月初旬から確認書の発送、申請受付を行い、7月下旬より支給開始を行いたいと考えております。なお、申請期限、支払期限につきましては、いずれの事業も申請期限が10月31日、支払期限が11月31日（後刻「11月30日」に訂正）と国のほうで示されております。次に事業内容についてですが、資料の2ページを御覧ください。①物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金については、令和6年に新たに住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯に対しまして1世帯あたり10万円を給付するものです。②物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金については、令和6年に新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対しまして1世帯あたり10万円を給付するものです。③物価高騰対策子育て世帯支援給付金については、上記①②の給付金の対象者のうち、18歳以下の児童が同一世帯となっている世帯に対しまして児童1人当たり5万円を加算し給付するものとなっています。最後④物価高騰対策調整給付金については、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付となっており、定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額又は個人住民税所得割額を上回る方に対しまして、上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて給付するものとなっています。資料3ページを御覧ください。支給方法につきましては、対象者の方に案内チラシと確認書を送付し、返送された確認書により指定された口座へ振り込むこととしております。歳出予算額につきましては、予算書の5ページ、6ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、10目物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業費6億3,832万8,000円としております。内訳といたしまして、3節職員手当等は、職員の時間外手当です。10節需用費につきましては、用紙代、トナーカートリッジ、封筒印刷の金額となっています。11節役務費につきましては、郵送料及び口座振込手数料です。12節委託料につきましては、給付金システムの開発委託料と調整給付金の封入封緘委託料となっています。18節負担金、補助金及び交付金につきましては、それぞれの給付金の給付想定額となっており、それぞれ、住民税非課税世帯支援給付金

は約 5 5 0 世帯、住民税均等割のみ課税世帯支援給付金は約 6 0 0 世帯、子育て世帯支援給付金は、約 2 0 0 世帯、調整給付金につきましては、約 1 万 2, 0 0 0 人を想定しております。これに伴う財源といたしましては、同じく予算書の 5 ページ、6 ページの 1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費国庫補助金の全額国庫負担となりますので、歳出額と同額を計上しております。説明は以上となります。御審査のほどよろしく願いいたします。

奥良秀分科会長 執行部からの説明が終わりました。先ほど、和田課長の説明の中で、支払い期限が 1 1 月 3 1 日という発言があったんですが、訂正をお願いします。

和田社会福祉課長 申し訳ございません。1 1 月 3 0 日でございます。

奥良秀分科会長 執行部の説明が終わりました。それでは委員の質疑を求めたいと思います。質疑はありませんか。

山田伸幸委員 一番大事なことは対象者の皆さんに漏れなく給付されるということですけど、その辺で今までのことも踏まえて何か、特別な対応を考えておられるかどうかのかがでしょうか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い これまでも給付金につきましては様々な形で周知、啓発をしてきたところです。広報紙や、市のホームページ、それから直接、御本人様に宛てたチラシを送付してきたところです。これらは引き続き行いたいと考えております。また、このたびの調整給付金は、非常に多くの対象者に周知啓発が必要と考えていますので、市の公式 L I N E など、登録者の多い情報発信媒体を活用して、周知啓発を図っていきたいと考えております。

山田伸幸委員 一番懸念されているところが最後のところですね。その辺に

対して、広報紙が1か月に1回になって、なかなか目に行き着くことが難しい場合も出てくると思うんですね。ですから、それとは別に、こういう方が対象ですよという広報紙とは別のお知らせが必要ではないかなと思うんですけど、どんなでしょうか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い まず対象者の方には漏れなく、確認書という形で通知書を送らせていただきます。申請がまだこちらに届かない場合には、時期を設けまして再勧奨という形でお知らせしたいと考えております。

山田伸幸委員 問題は、新たに対象者になる方が、なかなか自分が対象かどうか分からないという方が多いと思うんですけど、そういう方に対する対策をどのように考えておられますか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 広報紙や、市の公式ホームページ、公式LINEなども引き続き行います。地域の方、例えば、民生委員や社会福祉協議会にも、こういった制度がありますよという形でお伝えできればなと検討しております。

山田伸幸委員 以前、担当課で判断して、課税だから駄目だと言ったけど、よく調べたら非課税であったという例がありました。その方の場合は、時期を逸しておられて結局給付できなかったんですね。そういったことがないようにしなくちゃいけないと思うんですが、この6月末ぐらいまでにはもう完全にどなたが課税で非課税でというのが分かってくると思うんです。その辺の照らし合わせもきちんとしていくべきだと思うんですけどいかがでしょうか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い このたびの給付システムにつきましては、最新の税データを取り込みます。3月の確定申告後のデータを活用して非課税であるかどうかを判定させていただきますので、ま

ず、適正に税の担当部署に所得申告をしていただきたいところです。

奥良秀分科会長委員　こども加算ということで児童1人当たり5万円となっていますけれども、これは子供たちにどのような影響というか、どのようなことを期待されているかお答えください。今、国の動向の中で書かれていると思います。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い　国の制度設計に沿って、18歳未満の子供1人当たり5万円給付という形で制度設計されたもので、5万円を有効に活用していただきたいと考えております。

古豊和恵委員　有効に活用というのは、市ではどのように有効に活用されることを期待されているのでしょうか。

古川副市長　今回のこども加算は、子供の支援を1丁目1番地に考えるということで、国にこども家庭庁ができて、異次元の少子化対策ということも含める中で、岸田内閣がやっている制度でございます。そうした中で、5万円をどのように使うか、当然給付は親御さんに行きます。基本的に、これはもう性善説に立って、子供のために、子供がいかに成長するかというために使われると国は考えて、この予算をつけておりますので、市としてもそのように言うしかございません。どのように使いなさいという指導はできませんので、これはもう、保護者の良心に訴えるしかない。当然、国が定めた予算の趣旨は頂かれる方に周知されておると思います。今、このように議案として上げておりますが、国のほうでもいろいろなアイテムを使って国民に周知いたしておりますので、その辺はちゃんと理解された中で、国が予算をつけた趣旨にのっとって皆様方は使われると私どもは理解しております。

前田浩司委員　給付システムの件で、今まで市で持っておられる住民基本台帳の情報を基本に作業されるという回答であったと思います。こういった

給付金を配るときに、ミステーク、ヒューマンエラーがあってはならないので、国のほうから、例えば、こういうケースの場合にチェックするようなシステムの提供があるのかないのか、まず1点その辺をお伺いいたします。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 国から調整給付金の算定ツールが提供されます。調整給付金につきましては、国の所得税のデータが必要で、国から提供されるツールを活用したいと考えております。ヒューマンエラーといいますか、そういったチェックにつきましては職員において、それぞれ確認していきたいと考えております。

前田浩司委員 今の答弁の中で、職員に対して、こういうやり方をしなさいとか、当然過去にいろいろとイレギュラーのケースがあったと思うので、どのような方向付けをする指導方法を現行考えておられるのか、その辺をお尋ねいたします。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い まだ検討中ではございますが、例えば未申告の方であるとか、あと住登外課税であるとか、そういった特別な課税をされているような方々につきましては個別に抜き出してチェックをしていきたいと考えております。

前田浩司委員 過去のいろいろなケースをとらまえていただいて、くれぐれも、受け取る側が安心して、1人の漏れもなく給付金が頂けるように、いい知恵を出し合って考えていただきたいということをお願い申し上げます。よろしくお願いします。

奥良秀分科会長 質疑を求めたいと思います。追加なんですけど、よく、こういう給付でミスが起きたときに、説明の中で、ダブルチェックができてなかったとかという説明がある中で、今回はそういうふうにダブルチェック等々はきちんとされる御予定でしょうか。

和田社会福祉課長 ダブルチェックは当然してまいります。

山田伸幸委員 今までいろいろ給付してきたんですけど、予算どおり執行されてきたのかどうなのかが分かればお答えください。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 昨年度の給付金につきまして、例えば、非課税世帯 3 万円の給付金するときには交付率が 92.8%、7 万円の給付金につきましては 94.5%でした。現在進めております均等割のみ課税世帯給付金と子育て世帯加算給付金につきましては、8 月末まで申請を受け付けていますが、均等割のみ課税世帯は 86.5%、子育て世帯加算は 95.2%の交付率となっております。

吉永美子副分科会長 それではお聞きいたします。まず 1 点ですが、このことも加算のところで、18 歳未満と言われました。今年生まれた子供の基準はどうなりますか。

和田社会福祉課長 今年生まれた方につきましては、支給対象となります。

吉永美子副分科会長 いつまでに生まれた子が対象になりますかと聞いています。

和田社会福祉課長 国のほうでも申請期限までとなっておりますので、10 月 31 日までと考えております。10 月 31 日までに出生された方が対象となると考えております。

吉永美子副分科会長 10 月 31 日までに生まれた子が対象ということですね。

和田社会福祉課長 そのとおりです。

吉永美子副分科会長　それと１点だけ、今の点で申し上げておきたいことがあります。私の記憶が確かならばなんですけど、一律、国民に１０万円が給付されたときだったと――間違っていたらごめんなさい。基準が、何月何日とありますよね。例えば、４月１日だったとすると、４月１日は既に陣痛で、生まれたのが２日だったということで――下関市は、いわゆる家庭に対して下関市が出してという形があったと聞いています。もし、仮にぎりぎりというところがあった場合の対応は何か考えておられますか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い　先ほどの課長の説明の補足をいたしますが、事務処理基準日が６月３日ですので、まず６月３日時点で生まれたお子様までが対象者となります。その方々に向けて確認書を発送いたします。その後申請期限を１０月３１日まで設けておりますので、そこまでに新たに生まれたお子様も対象にしてもいいですよという国からのＱ＆Ａがありましたので、本市につきましても、それに沿って対象にしたいと考えています。そのぎりぎりの方、例えば１１月１日とか２日とかに産まれたお子様ですね。厳密に言えば、そこで線を引かなくてはいけないのかなとは考えますが、国のＱ＆Ａの中でも、この申請期限の後の支出期限というのがありまして、１１月３０日までに支払いを終えることができれば対象としてもいいとありますので、こういった方々は事前に御相談をしていただくとか、こちらに申請をしていただければと考えております。

吉永美子副分科会長　とにかく、もらうべき人がきちんともらえるように、本当に最大限お願いします。それといつもお聞きします。このシステム開発委託料ということで６４４万６，０００円ということですね。これはいろいろな制度で、システムが変わるために上がってくるところです。我が山陽小野田市はＮＥＣになると思うんですが、この積算ですね、計算の仕方についてはいかがでしょうか。確認します。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い これまでも同様のシステムを開発、改修してきたところですが、これまでの本市における、システムの改修費をチェックして、適正であると判断しました。また県内13市のシステム開発費も聞き取りを行い、おおむね300万円から700万円程度ということで御回答いただきましたので、適正であると精査したところです。

吉永美子副分科会長 これについては7市町の関連はないんですか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 7市町の、やまぐち自治体クラウドでございますが、そちらの受託業者に、本市もこのたび開発を依頼しているところです。他市につきましても同様に改修の依頼をしていると認識しております。

吉永美子副分科会長 それともう1点、いつも申し上げている、もらうべき人がもらわなかったということが絶対ないようにお願いしたいと申し上げています。いわゆるお手紙は、人によっては、1日にドーンと来たりすることがあります。いかに目に留めていただけるように、封筒の工夫はされますか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 封筒も、それぞれ既定の仕様がございますので、なかなか奇抜な形というのはできませんが、色付きであるとか、そういったところで、目に留まるように努めてまいります。

吉永美子副分科会長 例えば、いわゆる重要書類が入っているとかなると、目につくじゃないですか。そういったことは大事じゃないかと思うんですがいかがですか。目に留まるようにしてほしいから申し上げます。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 現在、何も考えていないというのが正直なところですが、今後検討していきたいと考えております。

吉永美子副分科会長　それと、返送されて来たときの対応はどのようにされる
 nderしたか。確認します。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 宛先不明の場合には、例えば、他の課で送付先情報をつかんでいるかどうかというのも担当課としては調べていきたいと考えています。

吉永美子副分科会長　これまでも、やっぱり何回かされて、どうしてもというところがあると思うんです。これまで全体の中でどのぐらい、要はどうしてもたどり着かないというのが何パーセントぐらいあると感じておられるんですか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 何パーセント返ってきたかというのはつかんでおりません。

吉永美子副分科会長 パーセントじゃなくても、現実にはどうしても届かないというのをこれまで実感されて、それを打開するために何とかならないかという行動を起こされたかどうかをお聞きします。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い　その先何かアクションしたか
 というと、しておりません。

吉永美子副分科会長 他市にも聞かれたことございますか。それ以上できるのかできないのか。もう他市もこれ以上やりようがないのかという確認は取っておられますか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 確認は取っておりません。

吉永美子副分科会長　私が申し上げたいのは、努力をお願いしますと申し上げ

ているので、御答弁ください。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 他市の動向等も、聞き取りをして確認していきたいと思います。

山田伸幸委員 システム開発、印刷、それから送付は山陽小野田市から行われるのでしょうか。送り主は山陽小野田市かもしれませんが、実際には業者のほうから送られるのかどうか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 送付文書につきましては全て市から発送いたします。

奥良秀分科会長 その他委員の質疑を求めたいと思います。よろしいでしょうか。一つほど、今回、概算で世帯数見込み支給世帯数というのが出ていますが、こちらの根拠というものは何かあるのでしょうか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い こちらの根拠につきましては、4月の中旬に税務課に依頼をしまして最新の税データを活用して試算をしていただいたところです。そちらのデータを基として概算を計算いたしました。

奥良秀分科会長 その他委員の質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。承認第2号、令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第1回）に関する専決処分についての質疑を終わりたいと思います。以上をもちまして一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時48分 散会

令和6年（2024年）5月17日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 奥 良 秀